

第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）

滋賀県の人口は、全国の状況に比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、平成 25 年（2013 年）をピークに、近年は人口減少に転じています。また、高齢者人口は団塊の世代の高齢化、平均寿命が延びたことなどから、増加し続けています。さらに合計特殊出生率は、平成 15 年（2003 年）を底に、一時改善傾向が見られたものの、再び低下傾向となり、令和 6 年度（2024 年度）には過去最低の 1.32 となりました。

少子高齢化・人口減少社会は、経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、生活の基盤としての地域社会の持続可能性を高める必要があります。

そのため、県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率、世帯数の増減の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や潜在的な力を活かして地域福祉に取り組んできました。

これまでの取組により、高齢、障害、子ども、生活困窮等の支援制度は充実してきましたが、地域とのつながりの希薄化・孤立化、頼れる身寄りがない高齢者の増加等、既存制度では対応しきれない地域生活課題は顕在化しており、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。また、「だれ一人取り残さない」環境づくりを進めていくためには、令和 6 年（2024 年）の能登半島地震の教訓等も踏まえて、要配慮者等への支援体制の整備も求められています。

さらに、「つながり、支え合う」地域づくりを推進していくため、社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体、当事者団体等のあらゆる主体の参画と協働が必要となっています。

これらの課題に対応するためには、戦後、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの実践の価値を受け継ぐとともに、多様化する地域の困りごとに対応できる専門的な知識・技能を持った人材の確保と資質の向上に加え、その人材が地域で活動できる環境整備が必要です。

また、令和 7 年度（2025 年度）に本県で開催した「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」を通じて培われた「わたしが、あなたが、みんなが輝く」という理念を受け継ぎ、今後もさらに広く浸透していくことが重要です。